

平成 31 年

奥州市教育委員会会議録

第 1 回定例会 1 月 24 日招集

奥州市教育委員会

1 開会、閉会等に関する事項

開催日時 開会 平成 31 年 1 月 24 日（木）午後 1 時
閉会 平成 31 年 1 月 24 日（木）午後 2 時 52 分
開催場所 奥州市役所江刺総合支所 4 階 特別会議室

2 出席委員の氏名

1 番 田面木 茂 樹 委員（教育長）
2 番 吉 田 政 委員
4 番 高 橋 キ エ 委員
5 番 及 川 憲太郎 委員
（欠席 3 番 小澤 絹子 委員）

3 説明のため出席した職員の職及び氏名

千田良和教育部長、千田淳一教育総務課長、朝倉啓二学校教育課長、
及川和徳学校教育課主幹、高橋利徳歴史遺産課長、二階堂純協働まちづくり部生涯学習スポーツ課長

事務職員出席者：千葉教育総務課長補佐

4 本日の会議に付した事件（議事日程第 1 号）

- 第 1 会期の決定
- 第 2 教育長報告 生徒指導について
- 第 3 議案第 1 号 奥州市立幼稚園の廃止について
- 第 4 議案第 2 号 重要文化財旧高橋家住宅保存活用検討委員会設置要綱の制定について
- 第 5 議案第 3 号 奥州市立幼保連携型認定こども園の設置に関する事務に係る意見の申出について
- 第 6 議案第 4 号 市議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に係る臨時代理処理に関し承認を求めることについて
- 第 7 議案第 5 号 平成 30 年度奥州市教育委員会児童生徒表彰被表彰者について
- 第 8 協議事項 平成 31 年度教育行政方針（案）について

5 会議の概要

開会、会議成立宣言、本日の会議日程について「議事日程第 1 号」により進めることを宣言、秘密会とする議決（教育長報告「生徒指導について」及び議案第 5 号）、秘密会とした教育長報告「生徒指導について」は学校ごと又は児童生徒の個々の状況に関わらない部分のみ、議案第 5 号については審議の結果のみを公表することの議決、議案の審議

第 1 会期の決定について

本日 1 日と決定。

第 2 教育長報告

生徒指導について

※ 説明要旨及び質疑等の内容は非公開。

以上で教育長報告を終わる。

第 3 議案第 1 号 奥州市立幼稚園の廃止について

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明し、補足説明を及川学校教育課主幹が行った。

【提案理由】

- ・ 議案第 1 号については、前沢地域における就学前の子どもの教育及び保育に対する多様な需要に柔軟に対応することを目的に、奥州市立幼保連携型認定こども園前沢北こども園を設置するとともに、同地域の市立の幼稚園 3 園を廃止することについて、関係条例の一部改正に係る市議会への議案提案に先立ち、当委員会の議決を得ようとするものである。

質疑及び討論なし

採決の結果、原案のとおり決することに全員異議なし。

原案可決。

第 4 議案第 2 号 重要文化財旧高橋家住宅保存活用検討委員会設置要綱の制定について

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明し、補足説明を高橋歴史遺産課長が行った。

【提案理由】

- ・ 議案第 2 号については、国重要文化財である旧高橋家住宅を確実に保存し、整備活用を図るための旧高橋家住宅保存活用基本構想を円滑に策定するため、保存活用計画 検討委員会を設置することに関し、必要となる事項を定めようとするものである。

【補足説明】

- ・ 旧高橋家住宅は、水沢大畑小路に所在する明治期の近代和風住宅で高価な材料と優れたつくりを持ち、全国的にも極めて貴重で当地方の建築技術を伝える重要な文化財として平成 23 年に重要文化財の建造物として国指定を受けているものである。
- ・ 制定の趣旨だが、国重要文化財である旧高橋家住宅を確実に保存し、整備活用を図るために旧高橋家住宅保存活用基本構想を円滑に策定するため、重要文化財旧高橋家住宅保存活用検討委員会を設置するものである。

- ・ 制定の内容は、第 1 条では委員会の設置について規定している。第 2 条では委員会の所掌事項について、第 3 条では委員会組織の人数や構成、任期について、学識経験者や地元有識者など 10 以内の委員で組織し任期は 3 年以内と規定している。第 4 条では委員長、副委員長の選任と職務について、第 5 条では委員会の会議について、第 6 条では委員会の庶務について、第 7 条では、補則について規定している。
- ・ 施行期日については、定例会で議決後公表の日からとしている。今年度中に第 1 回目の委員会を開催したいと考えている。
- ・ 基本構想では、保存の基本方針、活用の基本方針、保存活用に係る想定整備内容などについて、定めることになる。今年度に第 1 回目の委員会を開催し、その後検討、協議を行い、平成 32 年度中に策定したいと考えている。

【質疑等】

高橋委員：老朽化したイメージだが、公開は出来ているか？また、今後 3 年もかけても大丈夫か？

高橋歴史遺産課長：相当傷んでいるが、公開は 4 月 29 日の日高火防祭の際に外観のみを特別公開している。どのように修繕し、公開するかを検討していく。

及川委員：国指定史跡の修復経費の負担の仕組みは？

高橋歴史遺産課長：2 分の 1 の国庫補助を受けることができるが、現時点の見積もりで総額 20 から 30 億円、期間も 10 年程度となる見込み。

討論なし

採決の結果、原案のとおり決することに全員異議なし。

原案可決。

第 5 議案第 3 号 奥州市立幼保連携型認定こども園の設置に関する事務に係る意見の申出について

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明し、補足説明を及川学校教育課主幹が行った。

【提案理由】

- ・ 議案第 3 号については、奥州市立幼保連携型認定こども園前沢北こども園を設置するに当たり、市長から意見を求められたことに伴い、当委員会の意見の決定を得ようとするものである。

【質疑等】

討論なし

採決の結果、原案のとおり決することに全員異議なし。

原案可決。

第6 議案第4号 市議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に係る
臨時代理処理に関し承認を求めることについて

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明し、補足説明を千田教育部長が行った。

【提案理由】

- ・ 議案第4号については、平成31年第1回奥州市議会臨時会において、市議会の議決を経るべき事件の議案を作成することについて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、市長から当委員会の意見を求められましたが、教育委員会を招集するいとまがなかったことから、「教育長に対する事務委任等に関する規則」の規定に基づき臨時代理処理を行い、資料にお示ししたとおり、市長に対し意見の回答を行ったことから、この処理に対し、同規則の規定により当委員会の承認を求めるため、本案を提出するものである。

【補足説明】

- ・ 平成31年第1回奥州市議会臨時会に市長が提案する議案のうち、教育委員会に関するものは、議案が2件となっている。

始めに市議会議案第2号「過疎地域とみなされる区域に係る奥州市過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求めることについて」だが、この変更は、平成27年度に策定した、奥州市過疎地域自立促進計画について、小学校、中学校及び幼稚園の空調設備整備事業を行うため、既存計画の事業費の変更及び新規事業の追加を行うものであり、過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定により適用される、同法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

- ・ 続いて、市議会議案第3号「平成30年度奥州市一般会計補正予算（第11号）」である。教育委員会に関する主なものについて概略を御説明申し上げる。今回の補正予算は、市内小中学校における空調設備の設置などについて所要の措置をするものであり、歳入歳出それぞれ1,735,155,000円を追加し、補正後の予算総額を61,225,698,000円とするものである。

まず、歳入の主なものであるが、14款国庫支出金は、236,278,000円、21款市債は、1,406,900,000円を、それぞれ追加するものである。

次に、歳出の主なものであるが、10款教育費は小学校費などで1,731,883,000円を追加するものである。

次に、繰越明許費の補正であるが、翌年度に繰り越して使用することができる経費として、小学校空調設備整備事業などを追加しようとするものである。

地方債の補正については、義務教育施設整備事業を変更しようとするものである。

質疑及び討論なし。

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案承認。

第7 議案第5号 平成30年度奥州市教育委員会児童生徒表彰被表彰者について

※ 説明要旨及び質疑等の内容は非公開。

討論なし

採決の結果、原案のとおり決することに全員異議なし。

原案可決。

第8 協議事項 平成31年度教育行政方針（案）について

田面木教育長が協議事項を説明し、各担当課長が方針内容を説明。

【要旨】教育行政の具体的施策（『生きる力』を育む学校教育環境の充実）：学校教育課・教育総務課、「次代をつむぐ歴史遺産の保存と活用」：歴史遺産課、「みんなで創る生きがいあふれるまちづくり」：生涯学習スポーツ課）について各担当課長が詳細説明。施策内容及び「前文・結び」の文章について各委員からの質問・意見を基に調整を行い、市長が述べる施政方針の内容との整合性を図ったうえで最終的な決定とする。

《委員からの主な意見》

※ 本日提案された意見を基に事務局において再度調整を行こととし、調整は田面木教育長に委任することについて、委員全員が同意した。

※ 平成31年度教育行政方針については、2月15日招集予定の平成31年第1回市議会定例会において発言することを報告した。

閉会